

新旧対照条文

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第 号) 抄

(附則第四十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(遺族厚生年金の額の特例)</p> <p>第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率^{あん}を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(遺族厚生年金の額の特例)</p> <p>第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率^{あん}を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。</p> <p>2)5 (略)</p>

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第 号) 抄

(附則第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十四条 第三十一条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率^{あんぶん}を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十四条 第三十一条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率^{あんぶん}を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2)5 (略)</p>

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第 号) 抄

(附則第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例) 第十一条 1～3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、法律によって組織された共済組合(第二十三条第七項、第五十八条第七項及び第七十条第一項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であった期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十三条第七項及び第七十条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例) 第四十六条 第四十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金</p>	<p>(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例) 第十一条 1～3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、法律によって組織された共済組合(第二十三条第七項及び第五十八条第七項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であった期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十三条第七項及び第七十条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例) 第四十六条 第四十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付</p>

の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率あんぶんを乗じて得た金額とする。

2～5 (略)

(主務大臣の権限)

第五十一条 地共済法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齡給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請その他ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等)国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 (略)

事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率あんぶんを乗じて得た金額とする。

2～5 (略)

(主務大臣の権限)

第五十一条 地共済法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齡給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請その他ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等)国家公務員共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 (略)

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第 号) 抄

(附則第四十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十九条 第五十六条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率^{あんぶん}を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十九条 第五十六条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率^{あんぶん}を乗じて得た金額)とする。</p> <p>2 5 (略)</p>